

平成 29 年度事業計画

I. 基本方針

英国のEU離脱、トランプ米国大統領の誕生、欧州主要国の極右政党の躍進懸念など、世界は大きく変貌しようとしています。アメリカ主導の世界秩序が崩壊し、行き場を失った格差・利権社会に飲み込まれそうな様相を呈しています。国内外において激動の1年が予想されます。

さて、我が国においては、少子高齢化が進み、労働力人口が減少している中、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっています。シルバー人材センターの設置目的及び意義は、(1)法律に基づき就業機会を組織的に提供し、高齢者の就業を援助し福祉の増進を図ること(2)地域の高齢者が、生活している地域で自主的に連携し、共に働き、共に助け合える環境を創造すること(3)高齢者の就業促進により、高齢者自身の活動的な生活能力を生み出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては地域社会の活性化に繋げていくこと(4)働く意欲と能力を持った高齢者であれば誰にでも参加の道を開き、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図ること(5)高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、高齢者は支えられる側ではなく、支える側として活躍できる基盤を作り維持していくこと。このようにシルバー人材センターに課せられた使命は、多岐にわたっており、国や地方自治体に取り組んでいる高齢社会対策の大きな柱の一つとして位置付けられています。

これらの事項を、事業の主体であるシルバー会員自らが十分自覚し、誇りと責任を持って活動しなければなりません。また同時に、市民の皆様に対しては、シルバーに仕事を発注することが、ただ単に「労働に対し対価を支払う」行為だけではなく、高齢者対策及び地域活性化対策として様々な相乗効果を生み出す行為であることをご理解いただけるよう繰り返し啓発していかねばなりません。

当センター設立34年目となる平成29年度は、シルバー事業の原点に立ち返り、市内高齢者にとって魅力的な活動拠点として、また市民の皆様方には、引き続き身近で頼りになる存在となりうるよう積極的に事業展開してまいります。

II. 重点項目

1. 安全就業のための具体的防止策の確実な履行体制の構築
2. 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業(通称：サポート事業)の推進
 - (1)発注者からの求人要請に対応するため更なる会員の確保
 - (2)特に人手不足分野での就業機会の開拓と提供
 - (3)多賀城市から委託されている介護予防・日常生活支援総合事業及び軽度生活援助業務の円滑な推進
※会員各位の社会奉仕の精神がなければ、この事業を成功させることはできません。事務局からの要請に対し、出来る限りのご協力をお願いします。
 - (4)適正就業確保のための受注体系の見直し及び交渉強化
3. 会員間の連帯感を高め、居住地域の活性化を図るための地域班組織の更なる機能強化
4. 公益社団法人としての組織強化と経営の安定

III. 年度目標

1. 会員事故：就業中・就業途上の傷害及び賠償事故 **0件**
2. 会員数：正会員 **550名**
(うち女性会員**165名**)
 - ：正会員粗入会率 **3%以上**
 - ：賛助会員 **35団体**
3. 就業率：80%〔含む.労働者派遣事業〕
4. 事業実績：受託・独自事業収入金額 **155,111,000円**
 - ：受託・独自事業就業延人員 **35,000人・日**
 - ：労働者派遣事業契約金額 **30,000,000円**
 - ：労働者派遣事業就業延人員 **4,800人・日**

IV. 事業実施計画【公益目的事業の内容】

1. 就業開拓提供事業
 - ◎今年度は特に
 - ・『量より質を追求＝お客様満足度100%を目指す』
 - ・『就業形態により、受注区分を適正に明確化』
 - (1)請負・委任事業
 - ①就業開拓員2名による公共団体、民間企業、一般家庭等への訪問・面談強化(特に、新規開拓のための営業強化)

⇒受注物件の継続性や履行期限等に支障をきたさぬよう、常に需要と供給のバランスを考慮しながら営業活動を行う。

⇒お客様との面談を通して、請負・委任で受注できる仕事(植木剪定、襖・障子張り、大工、塗装、伐採、除草、屋内外清掃、筆耕及び委任された業務を会員が自分の裁量で処理する一般事務等)を積極的に開拓する。

⇒ローラー作戦で、くまなく市内の一般家庭や企業・商店を訪問し、チラシ等のポスティングを強化する。

⇒営業活動においては、除草・植木剪定・伐採→草集め→巻込み車による残材運搬・処理の一連作業受注可能体制をアピールする。

- ②「一人暮らしの高齢者」を支える家事援助事業の推進。
⇒特に、平成28年度から多賀城市より委託されている総合事業「介護予防・日常生活支援事業」に組織的に対応できる体制を整備する。(2級ヘルパー有資格会員を中核とした地域ブロック単位の組織化、従事会員の研修強化)

(2)一般労働者派遣事業

- ①発注者に対し、派遣事業と請負・委任事業との就業形態の違いを十分説明し、双方にとって安心できる法令遵守の職場環境を整備する。【適正就業ガイドラインの活用】
- ②派遣契約への移行に際し、大幅な受注量の減少を防ぐため、継続物件の一部に対し、経過措置として手数料率の引き下げを行う。(期間限定)
- ③就業開拓員等による企業等への訪問・面談を強化する。
- ④就業開拓員等の訪問情報及び会員の自己PR情報に基づき相手企業が求めている具体的人材(技能、キャリア、条件合致など)をタイムリーに提供できる体制作りに努める。
- ⑤会員への「電話による就労意向打診」及び「求人情報の提供」等を強化する。
⇒会員の皆さん、どんどん申込んで下さい。市民は「どんな仕事にもチャレンジする前向きな気持ち」を期待。
- ⑥求人に対し迅速な対応を可能にするため、事務局体制を強化する。

(3)職業紹介事業

シルバー正会員の身分のまま、就労を希望する会員がほとんどのため、従来どおり一般労働者派遣事業推進に重点を置いて推進する。ただし、転職者の転職希望者に対しては、随時提供に努める。

2. 普及啓発事業

市民の皆さんの視覚に訴える啓発活動を継続強化する。

(1)入会促進のための普及啓発

- ①『会員一人、新規会員1名確保運動』の推進
- ②ワークプラザ来館者及び利用登録者、講習会等受講者への積極的な勧誘
- ③昨年度から設置した地域班単位の地域連絡所を増設し、地域啓発拠点とする。〔会員有志の自宅等、入会促進ポスターや発注促進ポスターを掲示する業務を委託する。〕⇒79箇所(28年度実績)を106箇所に！！
- ④センターが受注している具体的求人内容(一例)及び入会説明会日時を掲載したチラシを全世帯配布
- ⑤シルバー会報『新年号』の市内全戸配布
- ⑥ホームページによる情報公開
- ⑦「市政だより」に入会説明会のご案内掲載
- ⑧市内全世帯への入会促進チラシ配布
- ⑨企業・商店・掲示板等への入会促進ポスター掲示
- ⑩地域貢献ボランティア活動及び会員同志の絆強化事業の実施(春＝地域班単位での活動、秋＝全体での活動)
- ⑪賛助会員の加入促進

⇒ポスターやチラシの設置許可を頂いている企業・団体等に対し、センターの設立趣旨や地域貢献度を積極的に説明し理解を求める。また、当センター会報等に名簿を掲載するなど、できる限りの機会をとらえ、市民に対し賛助会員企業の協力状況を紹介する。

(2)就業機会開拓のための普及啓発

- ①新規発注者を開拓するばかりでなく、発注者に次年度も(次回も)発注していただけるよう努めることが大切
⇒発注者から全面的に信頼される仕事をする事、“あなたなら任せられる”と思ってもらえる人間関係の構築

こそが最大の普及啓発になるのでは？

- ② 公共施設・企業・商店等へのPRチラシの配布及び常備
- ③ 会員による市内商業施設店舗前での普及啓発活動
- ④ 「多賀城市民市」へ出店し、独自事業の展示販売
- ⑤ 多賀城市シルバーワークプラザでの手芸品の展示販売
- ⑥ ボランティア活動〔市内清掃活動＝春・秋〕の実施
(シルバー人材センター事業普及啓発月間 10/1～31)
- ⑦ 『地域班名入りの横断幕』を新規作成し、ボランティア
や地域班活動の際に活用
- ⑧ 就業現場での就業会員による“こんな仕事もお任せく
ださいPR”の推進
⇒春夏秋冬の簡易パンフレット活用〔事務所常備〕
- ⑨ 『会員一人一人が営業マン運動』の推進
- ⑩ シルバー事業推進の社会的意義を市民の皆さんへ理解
していただく取組みを強化
(労働力提供だけの事業ではないことを啓発・発信する)

3. 研修・講習事業

多賀城市シルバーワークプラザを有効活用し、自主事業として各種技能講習会及び社会参加促進事業を実施する。

(1) 技能職希望会員(含.ワークプラザ利用登録者)対象

技能習得による就業機会の獲得・拡大を図るための技能講習会(襖張り・障子張り、クロス張り、網戸張り、植木剪定、塗装、ハウスクリーニング、刈払い機械及びチェーンソー操作・整備、実用書道、普通救急・救命)の実施

(2) 正会員対象

当センター会員として、必ず身につけておかねばならない知識等の情報提供(安全就業、交通安全、接遇マナー、シルバー理念認識等)

⇒他センター主催の講習会等への相乗り参加促進

また、新入会員対象に「認知症サポーター」「ハウスクリーニング」講習会の受講義務付け

(3) 正会員及びその他の市内高齢者対象

社会参加を促進するための生きがい対策教室(パソコン、手芸、健康・料理、ウッドクラフト、英会話、絵手紙、囲碁・将棋、折り紙、シニア向けスマートフォン、着物着付

け、パステル画、グラウンドゴルフ)の開催

(4)一般労働者派遣事業で雇用される正会員対象

派遣作業内容により必要とされる技能や職場環境を良好にするための知識を身に付ける研修会の実施(派遣先での研修会を含む)

4. 調査研究事業

(1)正会員対象

①継続してサークル活動の多様化を図る。積極的な就業はできないが、他人との交流や社会参加を希望する高齢者の入会を促すと共に、高齢会員等の定着促進を図るため、会員の希望内容を随時調査し、自主的組織活動を促す。
〔家庭菜園・ガーデニング、ジョギング・ウォーキング、カラオケ愛好会、たび倶楽部、海釣りサークル、棋友サークル、ボウリング等〕 + α

⇒施設内に『サークル活動情報』ラックを設置し、各サークル活動の最新情報を提供する。また、高齢者志向の把握及び多様化に向けての方法等を調査研究する。

②特に、企業への効果的な営業活動を促進するため、就業希望会員の自己PR情報を調査し、求職交渉に役立てる。

(2)未就業会員対象

就業率の向上を図るため、面談や電話による現況調査の実施(未就業の原因、就業可能条件の確認、就業への助言等)

(3)発注者(企業、一般家庭)対象

発注者に対するサービス向上を図るため、お客様満足度調査(発注理由、仕事の仕上がり評価、会員及び事務局職員の応接態度、その他意見・要望等)を実施する。

また、その調査結果の一部を当センターホームページに掲載し、市民の皆さんに公表する。

(4)一部の70歳未満新入会員対象

技能職種後継者発掘のため、書面による意向調査(興味の有無、経験年数、今後の意思確認等)を実施

(5)多賀城市主導の総合事業(介護予防及び日常生活支援事業等)の熟知と積極的参画

受託から2年目の実績を基に、当センターが今後果たす

べき事業内容及び課題(就業現場での問題点、如何にすれば従事会員を安定的に確保できるのか等)を調査研究する。
(6)仮称・婚活相談事業に係る調査研究の継続

当面は、この事業を広域にわたる拠点センター会員の福利厚生の一環として位置付け、事業化に向けての調査研究を主目的として取組む。また、発議から3年目となる本年度は、近隣SCの会員に呼びかけ、“愛する息子・娘のための具体的なイベント”を開催できるよう当センターが主導する。

5. 相談事業

(1)正会員対象

- ①請負・委任契約に基づく就業相談(随時)
- ②派遣元責任者による労働者派遣事業契約に基づく就労相談(随時)
- ③職業紹介事業紹介責任者による職業紹介事業契約に基づく紹介相談(随時)
- ④サークル活動やスムーズな加入促進に関する相談
- ⑤愛する息子・娘の婚活に関する相談

(2)市内高齢者対象

- ①シルバー事業内容概要説明会の開催(毎月2回)
- ②技能習得及び社会参加活動に関する相談(随時)
- ③就業・就労に関する相談(随時)
- ④その他、相談先窓口の検索・アドバイス

6. 安全就業推進事業

会員全員に配布している『安全・適正就業規程』を守って就業しましょう。蜂刺されなど回避出来ない事故は、やむを得ませんが、事前の対応で防げる事故が多々あるはず。 “この位なら、たぶん大丈夫” “面倒だから・・・”などは、事故の元。この1年、気を引き締めて就業しましょう。

(1)就業時の安全一声運動の励行(常時)

⇒一緒に就業する会員同志が声を掛け合うことが、最も士気高揚につながるものと思われれます。安全に馴れ合いは不要です。

(2)新入会員対象に安全講習会開催(入会承認の都度)

- (3)安全部会員及び役職員による就業現場の巡回パトロール(年数回)及び安全指導の徹底(随時)
- (4)命を守る・ケガをしないための『安全チェックシート』の完全履行＝就業現場ごとに、就業会員全員が毎日行う声掛け一覧⇒「うっかり忘れ」や「指摘しにくい」を解消
- (5)安全意識喚起のための職域班(植木剪定、機械刈り除草)所属会員に対する出発式の開催(春先及び盆明け)
- (6)安全部会と職域各班長との安全作業検討合同会議の開催(植木剪定職域5班、機械刈り除草職域4班)
- (7)職域班による安全衛生管理計画書の策定及び職域別安全手順書等の随時改定と従事会員に対しての周知徹底

☆【所属会員全員が心に誓った

平成29年度活動スローガン】

◎植木剪定職域班

『的確な判断は、事故を未然に防ぎます。

歳を意識し、健全な心体維持に努めます。』

◎機械刈り職域班

『無事故無災害を目指し、チームワークを大切に』

- (8)安全就業、健康管理等に関する「安全だより」の発行及び配布(会報内コーナーにて掲載)
- (9)塵芥車両に係る安全操作講習会の開催
- (10)運転業務従事会員及び事務局職員に対するアルコール度チェック検査の実施(毎日)
- (11)市の健康診断受診及び治療の徹底の奨励
- (12)施設内の簡易血圧測定器利用促進
- (13)事務所内壁に『事故発生状況』を掲示し、注意喚起
- (14)職域班グループ長に「事故発生状況」を配布し、その都度所属会員に伝達説明する体制整備
- (15)全国安全週間(7月)に合わせ、会員各位に安全標語等を募集し、作品をワークプラザ内に展示

7. 指定管理者としてのワークプラザの適正な運営

「多賀城市シルバーワークプラザの管理運営に関する基本協定書」に基づき、就労や地域活動など高齢者の活動機会を創出、支援することによって、高齢者の生きがいや健康づく

りなどに寄与するため、今後とも適正な運営に努める。

平成29年度末に現在の指定期間が満了となるので、本年度中に指定管理者評価委員会及び指定管理者候補者選定委員会が開催される見込み。過去8年間の運営実績及び今後の事業展望等をご理解いただくことにより、引き続き指定管理者に選定されるよう努力する。

8. 組織運営体制の充実と事務の効率化

公益法人としての組織を維持するため、健全で安定した財政基盤の確立はもちろん、理事会、専門部会、地域班、職域班等の活動において、役職員及び会員の積極的な協議を重ね、より一層地域社会に開かれた事業運営に努める。

特に、高齢者の労働力の活用や多様な就業形態への移行が、以前にも増して求められている今日、人材派遣分野での事務局体制の補強が必要である。会員の層が厚くなればなるほど、お客様からの求人に対し、迅速かつ適切に対応できるので、就業開拓員等を雇用し、「会員増強」「就業機会の開拓」に注力する。

本年度も、事業の拡大に全力で取り組むと共に、事務局体制の充実と事務作業の合理化を図りながら、経費節減に努め、効率化を高める。